

コーポレートガバナンス基本方針

制定 平成27年12月14日

全国保証株式会社
代表取締役社長 石川 英治

当社は「内部統制システムの基本方針」及びこれらを受けての「内部統制システム構築・運用状況の検証・評価項目」を定め、内部統制の有効性や経営の健全性を確保するための内部統制システムの最適な整備及び運用に努めております。

当社は、経営理念に基づき、住宅ローンの信用保証会社として公共的使命と社会的責任を果たすことで、ステークホルダー（利害関係者）からの負託に応えるべく、意思決定の透明性・公正性の確保と中長期的な企業価値向上を実現することを目的に、「コーポレートガバナンス・コードの各原則」の主旨を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた本基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

1. 株主の権利・平等性の確保

(1) 株主総会

イ. 情報の提供

株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、招集通知については早期発送に努めるとともに、発送前に東京証券取引所及び当社ウェブサイトにて公表する。

ロ. 平等性の確保

平等性の確保については、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳など、あらゆる株主に対してその持分に応じて平等に扱い、全ての株主が、適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

(2) 政策保有株式

イ. 保有方針

政策保有株式に関しては、当社の中核事業である住宅ローン保証事業と、シナジー効果を生み出す可能性が高い企業の株式について保有する。

ロ. 議決権行使

政策保有株式に係る議決権行使については、当社及び投資先の長期的な企業価値の向上に資するか否かを判断したうえで、議決権行使の是非を判断する。

(3) 関連当事者取引

イ. 役員との取引

役員との取引については、手続きを定め、経営会議等で慎重かつ十分な審議を経たうえで、その取引が利益相反に該当しないかを確認し、取締役会の承認を得なければならない。

ロ. 主要株主との取引

主要株主との取引については、経営会議等で適切な取引となるよう慎重かつ十分な審議を経たうえで、取締役会の承認を得なければならない。

ハ. 内部者取引

当社関係者による当社株式等の内部者取引については、役職員等による当社株式等の売買等に関して遵守すべき事項を「インサイダー取引防止規程」等に定め、厳格な運用を行う。

2. ステークホルダーへの適切な対応

(1) 倫理規範及び行動規範

当社の基本理念とする「企業倫理規範」及び「行動規範」について、当社役職員に対し周知及び浸透を図るとともに、特にコンプライアンスについては徹底を図る。

(2) ステークホルダーとの関係

当社の持続的成長と長期的な企業価値の向上のために、顧客、取引先及び地域社会等のステークホルダーと適切な協働に努める。

(3) 内部通報制度

役職員がコンプライアンスに関して重要な事実を発見し、当社内部及び外部に委託する第三者機関の窓口を通じて内部通報があった場合、通報者の秘匿と不利な取扱いを受けることのないよう内部通報制度の主旨に沿って厳格に取り扱う。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

(1) 開示の方針

会社法及び金融商品取引法その他の法令ならびに金融商品取引所規則に基づくほか、市場・投資に有用な情報については、公平かつ適時・適切に開示する。

(2) 報酬委員会

イ. 報酬委員会の役割

報酬委員会は、取締役の報酬制度に係る事項について審議・決定し、提言を行う。また、報酬委員会は、その職務を執行するために公正かつ透明な基本方針、規則等を定める。

ロ. 報酬委員会の構成

報酬委員会の委員は、原則、独立社外取締役及び代表取締役で構成する。

(3) 報酬制度

イ. 方針及び手続き

取締役の報酬等は、株主総会において決議された金額の範囲内で、公正かつ透明性をもって適切に決定する。

ロ. 取締役及び監査役の報酬

- a 取締役の報酬は、職務執行の対価としての報酬部分と業績向上に対しての報酬部分を組み込んだ体系とする。更に、当社の持続的な成長及び中長期的な株主価値を拡大させることを狙いとして、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を含む体系とする。一方、社外取締役については、定額報酬の体系とする。
- b 監査役の報酬については、定額報酬の体系とする。

4. 取締役会等の責務

(1) 取締役会

イ. 取締役会の役割

取締役会は、株主に対する責務を負っているとの認識のもと、経営理念・経営方針に基づいた経営戦略や経営計画を策定するとともに、法令及び定款に定める事項のほか重要な業務執行に関する事項を決定する。

ロ. 取締役会の構成

- a 取締役会は、多様で豊富な知見を有する取締役で構成し、独立性の高い社外取締役を選定する。
- b 取締役のうち2名以上は、独立社外取締役とする。
- c 社外取締役の独立性に関する基準については、東京証券取引所が定める「独立性基準」の要件に抵触しない場合、社外取締役に独立性が有ると判断する。

ハ. 取締役の資格及び選定

- a 取締役は、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること、当社事業に精通し、経営管理を的確に遂行する優れた見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
- b 取締役（補欠取締役を含む）の候補者は、上記の適格性等を踏まえたうえで、取締役会で決定され、株主総会に取締役候補者を提案する際には、招集通知において当該候補者の選定理由を説明する。

ニ. 取締役会の運営

- a 取締役会の審議事項及び報告事項に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論が可能となるよう、取締役会出席者の事前準備の期間に配慮して、社外取締役を含む各取締役に資料の事前送付又は説明に努める。
- b 取締役会の年間スケジュールや予想される審議事項については、あらかじめ決定する。

ホ. 取締役会の機能補完

重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、「経営会議」又は「専門委員会」（リスク管理委員会・資産運用委員会・コンプライアンス委員会）に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び委員会の監督機能を発揮する。

(2) 監査役会

イ. 監査役の資格及び選定

- a 監査役は、優れた見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。また、当社の監査役のうち1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
- b 監査役（補欠監査役を含む）の候補者は、上記の適格性等を踏まえたうえで、取締役会で決定され、株主総会に監査役候補者を提案する際には、招集通知において当該候補者の選定理由を説明する。

(3) 情報入手と支援体制

イ. 取締役及び監査役の研鑽

取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンス、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽に努めなければならない。

ロ. サポート体制

- a 取締役及び監査役がその役割や責務を実効的に果たすために、必要十分な社内体制を整備する。
- b 取締役及び監査役が機能を十分果たすことを可能とするため、就任以降も継続的に当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各種研修受講の機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。

ハ. 情報提供

- a 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任の際における当社の経営戦略、財務状態や重要事項につき説明をする機会の提供を行う。
- b 社外取締役及び社外監査役は、取締役及び従業員に対して説明もしくは報告を求め、又は社

内資料の提出を求めることができる。

- c 社外取締役及び社外監査役が業務執行取締役との間で、役員相互における情報の共有、意見交換の充実を行うための会合を定期的を開催する。

(4) 実効性の評価

イ. 取締役会の自己評価

年1回、各取締役による取締役会の自己評価を実施する。また、社外取締役との間で、毎年1回、取締役会の運営状況について意見交換し、取締役会運営の改善を図る。

5. 株主との対話

(1) 株主との対話方針

イ. 社内体制

株主等との建設的な対話を重視するため、IR担当役員を中心に機関投資家等の要望に応じて対話を行う。IR担当部署である経営企画部は関係部署と連携して、経営陣が行う株主との対話を支援する。

ロ. 対話の取組み

株主との対話を促進するため、経営企画部は、株主（機関投資家）との面談、投資家・アナリスト向け決算説明会、個人投資家向けの会社説明会及びIRフォーラム等への参加等を企画する。

ハ. 取締役会への報告

経営企画部は、株主等からの質問や意見の内容及び当社の対応状況について、四半期毎に取締役会に報告する。

ニ. インサイダー情報の管理

インサイダー情報管理については、決算関連情報の漏えいを防止し、公平性を確保するため、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間とし、業績等に関する問い合わせへの対応を控える。また、役員及び担当部署はインサイダー取引防止セミナーの受講等により、研鑽に努める。

以上